(評価項目 I . (1) ①)

評価 項目名

- I. 質の高い審査を実現するための方針·手続·体制が整えられているか
- (1)質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
- ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

評価の 目的 及び 観点

審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

- A) 品質ポリシー及び品質マニュアル
- ・品質ポリシーの策定(2014年3月)
- 品質マニュアルの策定(2014年7月)、改訂(2016年7月)

B)審査の品質管理において取り組むべき事項

·2017年3月開催の審査品質管理小委員会の報告を踏まえ「審査の品質管理において重 点的に取り組む事項(平成29年度)」を作成

C) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書

品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。

- •「商標審査基準」
- •「商標審査便覧」
- 「商標審査の進め方」
- ・「実体審査マニュアル(新しいタイプの商標*関連)」(内部資料)
- ・「面接ガイドライン」(面接・電話応対の具体的手順を示す文書)
- •「商標審査便覧」について、ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、1)歴史的・文化的・伝統的価値のある標章に関する便覧作成、2)商標法3条1項柱書の運用見直しに伴う便覧改訂を行う予定。
- ・審査の基本方針・審査手順の概要を示した「審査の進め方」を2017年7月に改訂し、公表した。

実 績

・新しいタイプの商標に関する審査マニュアルの充実を図るとともに、当該内容の一部を審査便覧に反映し、公表する予定。

現 況

又は

* 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標

D) 商標分類関連

- ・「類似商品・役務審査基準」及び「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」を統合し、公表している。
- ・2017年度は、・商取引の実情を踏まえ、類似商品・役務審査基準の改訂を行う予定。
- ・ユーザーの利便性を向上させるため、特許庁ホームページの「商標分類」コーナーに掲載の採用できない商品・役務の一覧を更新し、表示の拡充を図った。
- ・特許庁ホームページの「商標分類」コーナーにおいて、商品・役務及びその区分に関するよくある質問と回答を作成し、掲載した。

E)文書の管理

・「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、適切に管理している。

F) 文書の一覧表の作成

・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表の作成を行い、庁内イントラネットの品質管理ホームページで審査官への周知を行った後、品質マニュアルにも掲載する見込み。

〇品質ポリシー(上記A関連)

資料の 所在

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/policy.pdf

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf

〇品質マニュアル(上記A関連)

〇商標審査基準(上記C関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyou kijun.htm

〇商標審査便覧(上記C関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm

〇商標審査の進め方(上記C関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/shohyo/seido/kijun/guideline/pdf/index/sinsa_susumekata.pdf

資料の 所在

〇面接ガイドライン(上記C関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu guide/syohyo.pdf

〇類似商品·役務審査基準(上記D関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruiji kijun10.htm

〇商品·サービス国際分類表 アルファベット順一覧表(上記D関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/kokusai_bunrui.htm

(評価項目 I.(1)②)

評価 項目名

- I. 質の高い審査を実現するための方針·手続·体制が整えられているか
- (1)質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
- ② 審査及び品質管理のための手続の明確性

評価の 目的 及び 観点

審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

A) 審査の進め方

・商標審査官が商標審査を行う具体的な手続を定めた「商標審査基準」や「商標審査便覧」 に加え、審査の基本方針・審査手順の概要を示した「商標審査の進め方」を2017年7月に 改訂し、公表した。

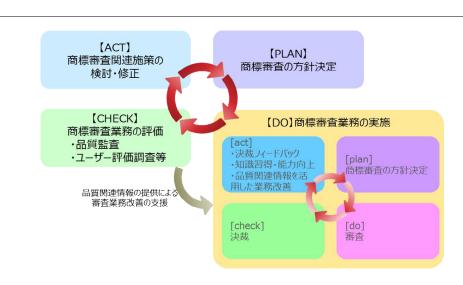
B)品質管理

品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCAサイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。

実 績

又は

現 況



商標審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図

〇商標審査基準(上記A関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyou_kijun.htm

〇商標審査便覧(上記A関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm

資料の 所在

〇商標審査の進め方(上記A関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/shohyo/seido/kijun/guideline/pdf/index/sinsa susumekata.pdf

〇品質マニュアル(上記B関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf

(評価項目 I.(1)③)

評価 項目名

- I. 質の高い審査を実現するための方針·手続·体制が整えられているか
- (1)質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
- ③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

評価の 目的

・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。

及び観点

・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況)

A) 品質ポリシー

- 「品質ポリシー」の公表(2014年8月)及び配布(2014年9月以降)
- |・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年10月以降)

B)品質マニュアル

- 「品質マニュアル」の公表(2014年12月)及び改訂(2016年7月)
- 「品質マニュアル」英語版の公開(2016年7月)
- C)企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 (2017年度実績(2017年12月末時点):86件)。

実 績

(職員に対する周知状況)

D) 庁内イントラネットにおいて「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を審査部全体に周知している。

又は

現 況

E) 職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方ついての講義・討論を行う研修を実施した。

2017年度実績

・審査官補コース研修(新人対象)2017年 5月25日 9名受講・審査官コース前期研修(審査官補対象)2017年10月17日 8名受講・審査系マネジメント能力研修(第1回)2017年 6月 8日 5名受講

(新任上席審査官対象)

-審査官コース後期研修(審査官補対象)

2018年 1月24日 6名受講

F) 職員の理解状況の把握

講義の内容の理解度の確認及び研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施した。当該アンケートにおける4段階評価及び自由記載を通じて研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。

〇品質ポリシー(上記A、C、D、E関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/policy.pdf

〇品質ポリシーパンフレット(上記A関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/hinshitsukanri/pamphlet.pdf

〇品質ポリシー(英語)(上記A関連)

資料の 所在

http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/trademark.pdf

〇品質ポリシーパンフレット(英語)(上記A関連)

http://www.ipo.go.ip/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/pamphlet.pdf

〇品質マニュアル(上記B、D関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf

〇品質マニュアル(英語版)(上記B関連)

http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/trademark_manual/manual.pdf

(評価項目 I.(2) 4))

評価 項目名

- I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
- (2)質の高い審査を実現するための体制が整えられているか

④ 審査実施体制

評価の 目的 及び 観点

審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

(商標審査部門の組織体制・人員配置)

A)組織体制·人員配置

- ・商標審査部門は、合計約140名の審査官により審査が行われている。なお、2017年度は商標審査官を新たに8名採用した。
- ・審査官として長年の経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再任用の道を確保 した(今年度実績:7名)。
- ・7つの審査室には管理職が14名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B)新しいタイプの商標の審査体制

専任の審査チームの体制を見直し、各審査室に新しいタイプの商標審査の専属審査官を配置し、審査実施体制を強化した。

C) 審査推進企画班の設置

商標審査の効率化の観点から、審査の処理・推進に関する企画、立案を図る部署として、商標課に審査推進企画班を設置した。

当班においては、審査処理負担緩和に向けた審査効率化の施策を検討するにあたり、審査の中で負担となっている作業を具体的に把握することを目的として、審査に係る業務負荷の実態調査を実施した。また、先行図形商標調査及び不明確な商品・役務チェックについて、人工知能(AI)技術を活用した業務の高度化・効率化についての実証的研究事業を実施した。

<参考:近年の出願・審査実施状況>

実 績

又は

現 況

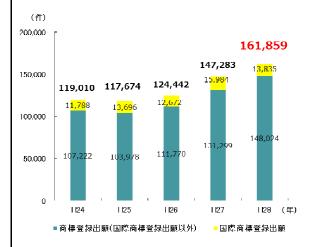
商標出願件数は年々増加傾向(図1)にあるにもかかわらず、審査官数が減少している(図2)。このような状況の中、現在の審査の品質を維持しつつ、着実に審査処理を行っていくため、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図り、より迅速な審査を実現してきており、審査処理期間については、4~5ヶ月程度でファーストアクションを行っている(図3)。他方、早期権利付与を希望する者に対しては、早期審査制度を活用できるよう、早期審査の対象拡大を行い、ユーザーニーズに対応してきたところである。

なお、現状は、審査官1人当たりの審査処理区分数で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と 比較して、約2.5倍の審査を行っている(図4)。

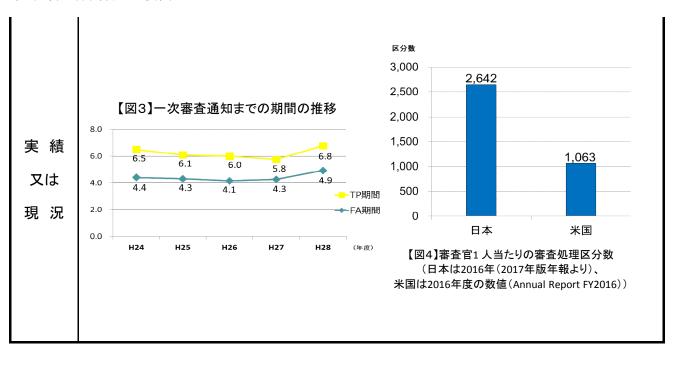
また、新しいタイプの商標審査に関する審査体制の強化及び審査マニュアルの整備を行うことにより、新しいタイプの審査処理を促進している(今年度処理件数(12月末時点):設定登録件数123件、ファーストアクション件数144件)。

【図1】商標登録出願件数の推移

【図2】商標審査官数の推移







(評価項目 I.(2)(5))

評価 項目名

- I. 質の高い審査を実現するための方針·手続·体制が整えられているか
- (2)質の高い審査を実現するための体制が整えられているか

質目名 ⑤ **品質管理体制**

評価の 目的 及び 観点

品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

(特許庁の品質管理体制)

A) 責任者としての長官・審査業務部長

審査の品質管理システムの整備と実施については特許庁長官が、商標審査に関する事務に関しては審査業務部長が責任者となっている。

B)審査業務を実施する各審査室(課相当)

各審査室に置かれた審査長等のマネジメントの下、審査官が商標審査を行っている。

C) 品質関連施策の企画・立案を行う商標課品質管理班

2016年4月に商標課に品質関連施策を企画・立案する新部署として品質管理班が設置された。当該品質管理班は、職員2名と調査員(品質管理補助)2名の体制で、品質管理のために必要な体制を整備し商標審査の品質管理に関する以下の業務を行っている。

- ·審査部·審査長単位が実施する施策(協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等)の企画・立案
- ・品質関連施策(ユーザー評価調査等)の企画・立案
- |・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート(審査の質に |関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック)
- D)審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官 品質管理庁内委員会は、商標課長をはじめとする審査長等を委員に、合計17名で構成さ れ、事務局は、商標課品質管理班が担当し、以下の業務を行っている。
- |・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析・評価

実 績

- ・上記分析・評価により明確化された課題の報告
- |・品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック

又は

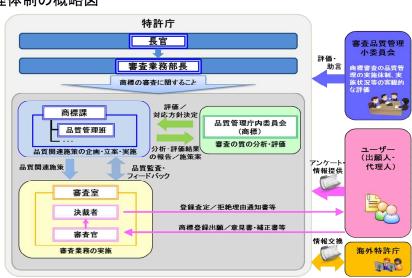
|・商標課品質管理班が企画・立案する品質管理に関する各種施策に対しての助言

現況

品質管理官は、商標審査に関する高度な知識や判断力を有する管理職又は審査官から選任され、品質監査においてチェックを実施し、その結果について案件を担当した審査官や 管理職にフィードバックする業務を担っている。

新システム導入による効率的な運用方法の開始に合わせて、各品質管理官の監査件数の 均一化を図るべく、2017年7月より品質管理官の増員を行い、更なる体制強化を図った(現 在、11名の品質管理官が品質監査業務に当たっている)。

E) 品質管理体制の概略図



(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

評価 項目名

- Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
- (1)品質管理が適切に実施されているか
- ⑥ 品質向上のための取組

評価の 目的 及び 観点

審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

A)品質保証(決裁)

- ・決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。
- ・決裁者は、決裁時に起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させるとともに指導を行う。
- ・2016年11月より、更なる決裁の効率性の向上を目的に、決裁時に審査官に差し戻した件数を管理する仕組みを整備し、継続的に情報を蓄積するとともに、管理職に情報共有を図った。

B) 審査官用チェックシートの活用

- ・品質管理の各種取組によって判明した典型的な問題事例を整理し、審査のプロセスにおいて各審査官が確認する必要がある事項をまとめた「審査官用チェックシート」を提供している。
- ・審査官は、審査時に「審査官用チェックシート」に沿って審査を実施するとともに、記入した 「審査官用チェックシート」を起案とともに決裁者に提出している。
- ・チェックシートは、質の向上に資する内容となるよう、適時見直しを行っている。

C)審査官·管理職間の知識共有·意見交換(協議)

実 績

的確な判断を行うことを目的に、案件を担当する審査官が、他の審査官と意見を交換して 調査・判断について検討を行う協議を実施している。協議には、案件を担当する審査官が 自発的に行うもののほか、審査の質の向上の観点から、所定の条件を満たす案件につい ては必ず行うこととしているもの(必須協議案件)がある。

・審査官相互の知見を結集して、調査のノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・

又は 現 況

・審査官協議の内容の充実・効率化及び情報共有の観点から、各審査官が作成している協議メモを収集・蓄積し、庁内イントラネットに掲載して共有している。

必須協議案件

- ①防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の案件*
- ②特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件(世間の衆目を集める可能性がある案件 (以下、単に「衆目案件」という。))
- ③共に審査係属中の同一又は極めて類似する商標の案件
- ④商標法第3条第2項(使用による識別性)の適用の検討を要する案件
- ⑤新しいタイプの商標に関する案件

協議の実施規模等

- ①については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2017年度(2017年12月末時点)は410件の協議を行った。
- ②については、商標課及び審査長等から構成される衆目案件検討会において、当該衆目 案件の審査処理方針について検討・協議を行うものであり、2017年度(2017年12月末時 点)は58件の協議を行った。
- ③については、各案件の担当審査官間で、随時協議を行っている。

④については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2017年度(2017年12月末時点)は2件の協議を行った。

⑤については、新制度導入に伴う審査事例の蓄積とともに、衆目を集める可能性のある案件について検討・協議を行うものであり、2017年度(2017年12月末時点)は159件の協議を行った。

* 防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品(役務)を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品(役務)と類似しない商品(役務)について使用すると当該商標権者の取扱う商品(役務)であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品(役務)について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め(第64条)、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品(役務)にまで拡大することとした制度。防護標章登録を受けるとその商標については周知商標と推認して取り扱うことになるため、慎重な判断が必要とされる。

D)全職員の参画

商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション(通知、電話対応等)の向上に取り組んだ。具体的には、代理人の選任を行っていない出願人に対して、拒絶理由通知後に応答のない案件について直ちに拒絶査定することなく、手続補正指示書等の文書の送付、電話等の対応を行い、権利化のための積極的な支援を行った。

E) 業績目標と審査官の評価

各審査官は、所属する審査室の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。

実 績

F)面接·電話応対

又は

審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、出願内容のより一層の理解等を促進し、納得感の高い審査を行うことに通じることから、積極的に活用していくことが必要である。

現 況

審査官と出願人等との間で行われる面接や電話・ファクシミリによる相談手続及び応対内容の記録・保管等の手続を定めた「面接ガイドライン」に従って、面接・電話応対を実施している。

2017年度(2017年12月末時点)における実績として、163件の面接、4,718件の電話等の応対を行い、面接要請があったにも関わらず規定に従い応じなかった件数は0件であった。

面接・電話等の実績

2016年 4月~2017年 2月: 面接220件、電話5,191件 2017年 4月~2017年12月: 面接163件、電話4,718件

2017年度「特許庁が達成すべき目標」

・コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を60%以上」とする。(2017年度ユーザー評価の結果は、64.2%)

・個人・中小企業、地域団体商標の出願人(権利者)に対する最終処分前の審査官からの連絡の実施件数(通知、電話、面接等の件数)を「1,000件以上」とする。

G) 品質関連情報の収集・提供

以下の品質関連情報を活用し、審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。

1. 審査に関する統計データ

審査官毎の即登録率や根拠条文毎の拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを収集し、提供した。所属する審査室及び商標審査部門の統計データと比較することで、 自らの審査の傾向を把握することを可能にしている。

2. 審判に関する統計データ

審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、審査室に提供した。また、審決や異議決定等が出た際には、審査段階で担当した審査官に情報を共有することにより、審査官が自らの審査の現状・改善点を把握することを可能にしている。

H) 事例の共有及び個別案件の要因分析

2016年4月から2017年3月の期間に、審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知した(2017年9月)。

[] 審査関連文書の整備・改訂

- ・昨年度は商標審査基準の大幅な見直しを行った。今年度のユーザー評価調査においては、改訂審査基準に対する印象について、「良くなっている」との評価を50.4%獲得した。また、改訂審査基準に関するユーザーの理解を深めるべく、全国15箇所にて実務者向けの説明会を実施した。
- •「商標審査便覧」について、ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、1)歴史的・文化的・伝統的価値のある標章に関する便覧作成、2)商標法3条1項柱書の運用見直しに伴う便覧改訂を行う予定。

実 績

・審査の基本方針・審査手順の概要を示した「審査の進め方」を2017年7月に改訂し、公表した。

又は

・新しいタイプの商標に関する審査マニュアルの充実を図るとともに、当該内容の一部を審査便覧に反映し、公表する予定。

現況

- J) 商標審査に関する起案手引書の作成·整備
- ・起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等の改善を図り、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づき、統一感をもって作成できるよう、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を2016年2月に作成した。
- ・2017年度は、更なる起案書の質の向上及び効率化を目的として、審査時に参照できる事例集をとりまとめた。

K)能力向上のための研修の実施

・①法律・審査基準に関する知識、②新しいタイプの商標に関する知識、③地理的表示(G I)や種苗等に関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識 等を習得する各種研修の受講機会が設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラー ニング教材も提供している。

〇商標審査基準(上記I関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyou_kijun.htm

〇商標審査便覧(上記I関連)

資料の 所在

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm

○人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記E関連)

http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/000287212.pdf

〇面接ガイドライン(上記F関連)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf

(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

評価 項目名

- Ⅱ.方針・手続に従った品質管理が実施されているか
- (1)品質管理が適切に実施されているか
- ⑦ 品質検証のための取組

評価の 目的 及び 観点

審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

A) 商標審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証

- ・2017年度の初めに、当該年度に実施をすべき商標審査の品質管理に係る各種取組の年間作業計画を策定した。
- ・策定した計画については、上半期終了後に進捗状況を確認し、現状に合わせて改訂を行った(2017年9月)。
- ・2018年3月開催の商標審査品質管理委員会において、2018年度の年間作業計画について審議する予定。

B)品質監査

法令・審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人と の意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、商標審査に関す る品質監査ガイドラインに従って検証した。

実 績

<2017年度>

・監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムの稼働により、ペーパーレスによる効率的な品質監査が可能となった。

又は

・新運用にあたっては、品質監査体制及びガイドラインの見直しを行った。

現況

・調査・判断の妥当性や各通知内容の妥当性に関して評価し、幅広く課題を抽出することを目的として行う①登録査定に関する品質監査(登録案件品質監査)と、通知内容の妥当性等基礎的な項目に関して評価し、幅広く課題を抽出することを目的として行う②拒絶理由通知及び拒絶査定に関する品質監査(拒絶案件品質監査)の2種類を戦略的に実施することにより、バランスの取れた品質監査を実現した。

(実施期間):通年

(実施時期):発送前(全件)

(抽出方法):自由度の高い抽出作業が可能な品質監査システムを利用し無作為抽出

(監査を実施する品質管理官):2017年度:11名(2016年度:10名) (監査件数):登録案件品質監査と拒絶案件品質監査で計3,000件

(内訳)

2017年度:登録案件品質監査(1.500件) 拒絶案件品質監査(1.500件)

C)ユーザー評価調査

- |・2017年度アンケート送付件数:内国出願人380者(内:中小企業・個人の商標登録出願件 |数上位者20者)、外国出願人40者(2016年度:内国出願人360者、外国出願人40者)。
- ・2017年度アンケート回収率:A票(商標審査の質全般について)89.3%、B票(特定の国内 出願における商標審査の質について)88.3%。
- ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。
- ・集計・分析作業終了後、その結果を審査部門内で共有すると共に、特許庁ホームページを通じて公表する。

2017年度の対象者数・選定方法は以下のとおり。

- 1 2015年度における、筆頭出願人(内国出願人)としての商標登録出願件数上位360者
- ②2015年度における、筆頭出願人(外国出願人)としての商標登録出願件数上位40者
- ③中小企業・個人の商標登録出願件数上位者より抽出した20者
- 上記①~③の計420者を対象にユーザー評価調査を実施し、調査結果の集計·分析を行った。

D)ユーザー等との意見交換

- ・ユーザーニーズの把握及び課題抽出を目的として、商標課・商標審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換を行った。
- ・2017年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。
- ・ユーザーから寄せられた意見をカテゴリー別にまとめ、庁内イントラネットに掲載して情報 共有を行った。

実 績

業界団体等との意見交換実績

又は

(2017年度実績)

現 況

86件 *内訳*業界団体:28団体、民間企業:24社、組合、商工会等:34団体(2016年度実績)

64件 *内訳*業界団体:27団体、民間企業:1社、組合、商工会等:36団体

E) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始

電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施(2014年11月~)。・2017年度内に、特許庁ホームページ上に英語版のご意見受付を設ける予定。

- ・ユーザーから寄せられた意見は、商標課品質管理班が適切に管理するとともに、審査の 質の向上に資するため、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映する。
- ・意見提出者の同意が得られた場合は、審査室にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。

F) 審判決との判断相違の要因分析

- ・拒絶査定不服審判において、審査と審判で判断が異なった案件を中心にその要因等を分析し、審査及び審判部門とで意見交換を行い、新たに取り決められた処理方針等について審査部内で情報共有を図った。
- ・2017年度は、審査部門と審判部門とで、処理方針に関する会議を行ったとともに、個別案件のフィードバック連絡票に基づき各部門とで意見交換を行った。

要因分析を実施した案件・事件は以下のとおり。

・拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件(2017年度実績)

231件(2017年12月末時点)

(2016年度実績)

468件

G) 商標登録異議申立で取り消された案件に関する分析

2016年度に異議申立てによって取消決定がなされた案件(76件)について、審決の要点を 一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果について 審査部内で情報共有を図った。

実 績

又は

上記F)及びG)により、拒絶査定不服審判が請求された案件だけでなく、異議申立てされ、 取消決定がなされた案件についても分析したことになるため、審査段階で登録査定の判断 をした案件及び拒絶査定の判断をした案件の双方向かつ多角的な観点から、審査と審判 で判断が異なった要因等に関する分析を実施することができた。

現 況

H) 事例の共有及び個別案件の要因分析

2016年4月から2017年3月の期間に、審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知した(2017年9月)。

資料の 所在

〇審査の質の向上のための御意見受付(上記E関連)

http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

評価 項目名 Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか

(1)品質管理が適切に実施されているか

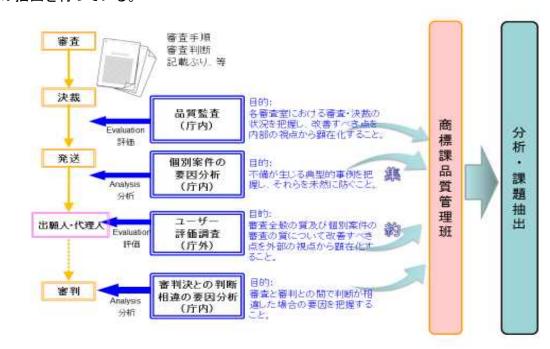
⑧ 審査の質の分析・課題抽出

評価の 目的 及び 観点

審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

A)分析

分析方法としては、商標審査の質(審査手法、審査判断、拒絶理由通知書等の記載内容等)を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれ課題の抽出を行っている。



実 類 又は

現 況

(特許庁内部での評価に基づく分析)

- B) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析
- ・毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会(商標)で取組等について内部レビューを実施し、商標課関係部署及び商標審査部門に対して情報発信を行っている。
- ・出願動向や審査処理状況などから、必要な人員について把握し、迅速・的確な商標審査 のために必要な人的資源を分析している。
- ・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた仮評価及び改善案を通じて、品質管理の実施体制・ 実施状況について分析を行っている。

C)決裁を通じた分析

・統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改定するとと もに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積をすることで、典型的な誤りの 傾向を分析している。

D) 品質監査を通じた分析

・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に 確認し、内容ごとに類型化を行い、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うこと により、現状の把握、及び、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討した。

E) 審判決との判断相違の要因分析

- ・審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析を行った(2017年12月末時点: 231件)
- ・2016年度に異議申立によって取消決定がなされた案件(76件)に関する要因分析を行い、 報告書を作成した。

F) 事例の共有及び個別案件の要因分析

・審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知した(2017年9月)。

(特許庁外部での評価に基づく分析)

- G)ユーザー評価調査を通じた分析
- ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析した。
- ・改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求めた。
- ・2017年度は、昨年度同様に8割を超える回答があり、高い回収率を維持することができた。また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。
- H)ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析
- ・ユーザー等との意見交換を通じて提出された意見を集約し、審査基準等の各種指針との整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行った。

(課題抽出)

実 績

(特許庁内部での評価に基づく分析により抽出された課題)

|I)審査実施体制及び品質管理体制についての課題 [B)での分析結果]

又は

・我が国特許庁の品質管理の取組・体制に関する情報発信をより積極的に行う必要がある。

現 況

- J)決裁についての課題 [C)での分析結果]
- ・統一的な基準・観点から起案書のチェックを行うために、ガイドラインを適時改定するとともに、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積をすることで、典型的な誤りの傾向を分析する等、決裁をより効率的かつ効果的に行う必要がある。

K)品質監査についての課題 [D)での分析結果]

- ・分析の結果、審査官が「商標審査基準」、「商標審査便覧」等における整理に従い、丁寧に判断することを意識し、決裁者も「決裁ガイドライン」等の整理に従い決裁を進めることで十分に解消が見込まれる事項であることが確認できたため、審査部全体で分析結果の周知・共有を徹底していく必要がある。
- L) 審決との判断相違の要因分析についての課題[E) での分析結果]
- ・分析の結果、識別性の判断については、判断の根拠となる証拠に対する事実認定、また、類似性の判断については、類否判断における商標の分断・要部抽出の認定によって、審査と審判とでその判断が相違することがあるため、これらについて決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。
- ・また、産業分野別での一定の傾向が見られたことから、審査室に応じた取組及び運用を 検討していく必要がある。

M)事例の共有及び個別案件の要因分析についての課題[F)での分析結果]

・審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知する必要がある。また、発生頻度にかかわらず、注意すべき事例については、審査官に気づきを与える効果が期待できるため、同様に周知する必要がある。

(特許庁外部での評価に基づく分析により抽出された課題)

N)ユーザー評価調査を通じた分析についての課題 [G)での分析結果]

・改善が必要な重点事項として、「識別性の判断」、「類似性の判断」、「基準・便覧との均質性」、「審査官間の均質性」、「審判決との均質性」が課題として抽出されていることから、これらについて決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。

実 績

又は

O)ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析についての課題 [H)での分析結果]

現 況

・定期的にユーザー団体と意見交換をすることにより、昨年度の商標審査基準の大幅な見直しに関するユーザーへの周知に努めるとともに、引き続き、ユーザーニーズ及び現状の審査運用における課題を把握し、今後の審査運用の改善につなげる必要がある。

(評価項目Ⅱ.(2)⑨)

評価 項目名

Ⅱ.方針・手続に従った品質管理が実施されているか

(2)継続的改善が適切に実施されているか

⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①~⑤)の改善状況

評価の 目的 及び 観点

評価項目①~⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

(①の改善状況)

<審査の品質管理において取り組むべき事項>

2017年3月に行われた審査品質管理小委員会の報告を踏まえ、商標審査について、審査 品質管理の具体的な取組を定め、「審査の品質管理において重点的に取り組む事項(平成 29年度)」を作成した。

<文書の一覧表の作成>

品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表の作成を行い、庁内イントラネットの品質管理ホームページで審査官への周知を行った後、品質マニュアルにも掲載する見込み。

(②の改善状況)

<商標審査基準等の改訂>

- ・「商標審査便覧」について、ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、1)歴史的・文化的・伝統的価値のある標章に関する便覧作成、2)商標法3条1項柱書の運用見直しに伴う便覧改訂を行った。
- ・商標審査官が商標審査を行う具体的な手続を定めた「商標審査基準」や「商標審査便覧」 に加え、審査の基本方針・審査手順の概要を示した「審査の進め方」を改訂し、公表した。

実 績

(③の改善状況)

又は

<ユーザーへの周知状況>

現 況

・企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている(2017年度実績(2017年12月末時点):86件)

<職員に対する周知状況>

・「品質ポリシー」「品質マニュアル」等を含む品質管理に関する方針・手続について、庁内 イントラネットを通じて審査官が随時参照可能な状態を維持した。

<職員向けの研修の実施状況>

・質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。

(4)の改善状況)

<審査実施体制の強化>

- 新しいタイプの商標審査の審査体制を強化すべく、各審査室において新しいタイプの商標審査の専属審査官を配置した。
- ・新しいタイプの商標の審査事例の蓄積及び衆目を集める可能性のある案件の共有の観点から、管理職等を含めて協議を行う等、新制度に対応するための審査体制を強化した。

<効率的な審査実施体制の検討>

- ・商標審査の効率化の観点から、審査の処理・推進に関する企画、立案を図る部署として、 商標課に審査推進企画班を設置した。
- ・当班においては、審査処理負担緩和に向けた審査効率化の施策を検討するにあたり、審査の中で負担となっている作業を具体的に把握することを目的として、審査に係る業務負荷の実態調査を実施した。また、先行図形商標調査及び不明確な商品・役務チェックについて、人工知能(AI)技術を活用した業務の高度化・効率化についての実証的研究事業を実施した。

実 績

又は

(⑤の改善状況)

<品質管理体制の強化>

現 況

・商標課において、品質関連施策の企画・立案を一元的に行う部署として、職員2名と調査員(品質管理補助)2名の体制の品質管理班が設置されている。品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割を明確に分離したことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置を確立している。

・品質監査の新システム導入による効率的な運用方法の開始に合わせて、各品質管理官の監査件数の均一化を図るべく、2017年7月より品質管理官の増員を行い、更なる体制強化を図った(現在、11名の品質管理官が品質監査業務に当たっている)。

(評価項目Ⅱ.(2)⑩)

評価 項目名

- Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
- (2)継続的改善が適切に実施されているか
- ⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥~⑧)の改善状況

評価の 目的 及び 観点

評価項目⑥~⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

(⑥の改善状況)

<品質保証(決裁)に関するもの>

・2016年11月より、更なる決裁の効率性の向上を目的に、決裁時に審査官に差し戻した件数を管理する仕組みを整備し、2017年度は継続的に情報を蓄積するとともに、管理職に情報共有を図った。

<審査官・管理職間の知識共有・意見交換(協議)>

・審査官協議の内容の充実・効率化及び情報共有の観点から、各審査官が作成している協議メモを収集・蓄積し、庁内イントラネットに掲載して共有した。

<事例の共有及び個別案件の要因分析に関するもの>

・2016年4月から2017年3月の期間に、審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知した(2017年9月)。

<審査関連文書の整備・改訂に関するもの>

- ・「商標審査便覧」について、ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、1)歴史的・文化的・伝統的価値のある標章に関する便覧作成、2)商標法3条1項柱書の運用見直しに 伴う便覧改訂を行う予定。
- ・商標審査官が商標審査を行う具体的な手続を定めた「商標審査基準」や「商標審査便覧」 に加え、審査の基本方針・審査手順の概要を示した「審査の進め方」を改訂し、公表した。

実 績

又は

(⑦の改善状況)

<品質監査に関するもの>

現 況

- ・監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムの稼働により、ペーパーレスによる効率的な品質監査が可能となった。
- ・新運用にあたっては、品質監査体制及びガイドラインの見直しを行った。
- ・調査・判断の妥当性や各通知内容の妥当性に関して評価し、幅広く課題を抽出することを目的として行う①登録査定に関する品質監査(登録案件品質監査)と、通知内容の妥当性等基礎的な項目に関して評価し、幅広く課題を抽出することを目的として行う②拒絶理由通知及び拒絶査定に関する品質監査(拒絶案件品質監査)の2種類を戦略的に実施することにより、バランスの取れた品質監査を実現した。
- ・品質監査の結果については、高い適合率(2017年度)が維持され、審査の品質が安定していると捉えることができる。

<ユーザー評価調査に関するもの>

- ・2017年度アンケート送付件数:内国出願人380者(内:中小企業・個人の商標登録出願件数上位者20者)、外国出願人40者、(2016年度:内国出願人360者、外国出願人40者)。
- ・2017年度アンケート回収率:A票(商標審査の質全般について)89.3%、B票(特定の国内 出願における商標審査の質について)88.3%。
- ・今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能 な範囲でとりまとめて調査票を送付。
- |・集計・分析作業終了後、その結果を審査部門内で共有するとともに、特許庁ホームページ |を通じて公表する。
- ・ユーザー評価調査の結果については、「審査官間の均質性」及び「基準・便覧との均質性」に対する満足度において、5段階評価の4段階以上の評価が前年度比で増加した。

<ユーザー等との意見交換に関するもの>

・2017年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。

<審判決との判断相違の要因分析に関するもの>

・2017年度は、2016年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(76件)について、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、分析結果を審査官に周知する(2018年3月)。

<事例の共有及び個別案件の要因分析に関するもの>

・2016年4月から2017年3月の期間に、審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知した(2017年9月)。

(⑧の改善状況)

<品質監査を通じた分析>

実 績

・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、内容ごとに類型化を行い、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状の把握、及び、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討する。

又は

現 況

・分析の結果、審査官が「商標審査基準」、「商標審査便覧」等における整理に従い、丁寧に判断することを意識し、決裁者も「決裁ガイドライン」等の整理に従い決裁を進めることで十分に解消が見込まれる事項であることが確認できたため、審査部全体で分析結果の周知・共有を徹底していく。

|知·

<ユーザー評価調査を通じた分析>

・2017年度は、昨年度同様に8割を超える回答があり、高い回収率を維持することができた。また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。

<審判決との判断相違の要因分析>

- ・審判決との判断相違の統計調査や分野ごとの傾向の分析を行った(2017年12月末時点: 231件)
- ・2016年度に異議申立によって取消決定がなされた案件(76件)について、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行う(2018年3月)。

<事例の共有及び個別案件の要因分析>

・審査官等が行った処分等のうち、何らかの不備が生じた個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因ごとに発生件数・内容を集計・分析し、その予防策等を報告書にまとめ、審査官に周知した(2017年9月)。

(評価項目皿. 111)

| 評価 | Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか |
|-----------------------|--|
| 項目名 | ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信 |
| 評価の 目的 及び 観点 | 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。 |

(国内への情報発信、協力関係)

A) 会合における情報発信

・審査品質管理小委員会において、審査の質向上に関する様々な取組について説明を行った(2017年度開催実績:2回(予定))。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホーム ページを通じて公表している。

B) 意見交換会による情報発信及び協力体制

・各企業/業界団体等と商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室との意見交換会を例年行っている。意見交換会では、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行い、審査の質向上に関する取組について情報発信を行った。また、審査の質に関して具体的に意見交換するとともに、出願人・代理人等と問題意識を共有した。

業界団体等との意見交換実績

(2017年度実績)

86件 *内訳*業界団体:28団体、民間企業:24社、組合、商工会等:34団体(2016年度実績)

64件 *内訳*業界団体:27団体、民間企業:1社、組合、商工会等:36団体

(国外への情報発信、協力関係)

C)国際会合における情報発信

実 績

·商標五庁(TM5)会合

又は

現況

2017年11月に、日米欧中韓の商標5庁(JPO,USPTO,EUIPO,SAIC,KIPO)における情報交換や共同プロジェクトを行うための枠組みであるTM5の第6回年次会合をスペインにて開催した。会合では、JPOがEUIPOと共同で品質管理に関する新規プロジェクトを提案し、承認された。今後、まずJPO主導で、品質管理に係る各庁の体制や取組・運用の情報交換を行う予定。また、各庁のユーザーを交えたユーザーセッションにおいても、本新規プロジェクトについてJPOより紹介を行った。

2012年より、日台双方の商標制度と審査実務の相互理解を増進し、双方の企業の商標権保護を強化するため、商標審査官による相互訪問交流を実施している。2017年9月に開催された「第6回日台商標審査官交流」では、JPOより自国の品質管理の取組について紹介したほか、台湾側(TIPO)の取組についても聴取した。

•日韓商標専門家会合

•日台商標審査官交流

2001年より、商標審査に関する運用上の問題点やマドリッド協定議定書に関連する事項など、両庁が関心を有する幅広い分野について議論するため、両国の専門家による会合を実施している。2017年3月に開催された「第14回日韓商標専門家会合」では、JPOより自国の審査体制・審査関連資料の整備や品質管理プロセスの改善等について紹介を行ったほか、韓国側(KIPO)の取組についても聴取した。また、ユーザー評価調査の実施方法等について議論を行った。

•日欧商標専門家会合

2017年9月に日欧商標専門家会合を東京で開催した。本会合は、JPO及びEUIPOの連携を強化すべく昨年12月にスペインで13年ぶりに開催し、今年は東京で継続開催された。 JPOより自国の品質管理の取組について紹介したほか、欧州側(EUIPO)の取組についても聴取した。

D) 外国庁への直接的な情報発信

ASEAN諸国を中心とする新興国等に向けた受入研修等の機会を通じ、外国庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対してJPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。

- 海外の知的財産庁職員を対象とした受入研修等
 - ●ベトナム商標実体審査コース(2017年6月実施)
 - ●カンボジアマドプロ商標審査コース(2017年10月実施)
 - ●商標実体審査コース(2017年11月実施。アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、 ジョージア、インド、カザフスタン、メキシコ、フィリピンの商標審査官が対象。)
 - ●ブラジル知的財産庁(INPI)との意見交換(2017年8月実施)

E)ユーザーへの情報発信

・米国知的財産権法協会(AIPLA: American Intellectual Property Law Association)との意見交換

AIPLAとの間で、2017年4月に日本にて意見交換会を実施し、JPOの品質管理の取組の紹介を行った。

- ・国際商標協会(INTA: International Trademark Association)との協力 2017年5月、海外の知財関係者が一堂に会する世界最大級のイベントである、INTA年次総会に参加。本総会に出展した「JPOブース」において、JPOの品質管理の取組の紹介を行った。
- ・中国国際商標ブランドフェスティバルへの参加

2017年9月、中国における最大の商標関連のイベントである、中国国際商標ブランドフィスティバルに、本フェスティバル主催者の中華商標協会から招待を受けて参加。本フェスティバルにおける「国際商標法律動向フォーラム」において、JPOの品質管理の取組の紹介を行った。

F) 外国庁等との協力関係

・商標五庁(TM5)における協力関係

上記C)に記載のとおり、日米欧中韓の商標五庁(TM5: JPO,USPTO,EUIPO,SAIC,KIPO)間において、互いの品質管理システムに関して情報及び意見を交換する等、継続的な協力関係を構築している。なおTM5会合としては、2012年に第1回会合を開催しているが、USPTO及びEUIPOとは、2001年から商標三極として会合を開催しており、長年の協力関係を構築している。

実 績

・台湾との協力関係

又は

現 況

上記C)に記載のとおり、TIPOとの間においては、互いの審査運用等について審査官レベルで意見交換を行い、相互理解を増進すべく、審査官レベルでの交流を2012年から継続して実施している。交流においては、第1回の時点から、テーマの一つとして互いの品質管理に関するシステムや取組等を掲げており、積極的な意見交換や情報交換を実施しており、協力関係を構築している。

・韓国との協力関係

上記C)に記載のとおり、KIPOとの間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2001年から継続して実施している。互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。

・欧州との協力関係

上記C)に記載のとおり、EUIPOとの間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2016 年から継続して実施している。互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。

・AIPLAとの協力関係

上記E)に記載のとおり、AIPLAとの間においては、商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、情報共有・意見交換を行う会合を、2010年から継続して実施している。また、先方からの要請に応じて2017年10月に米国にて開催されたAIPLA年次会合(IP Practice in Japan Pre-Meeting)へ参加するなど、協力関係を構築している。

・INTAとの協力関係

上記E)に記載のとおり、INTAとの間においては、2007年から継続してINTA年次総会へ参加する等の協力関係を構築している。2009年以降、本総会に「JPOブース」を出展し、日本の商標制度やJPOの政策等の紹介を実施してきた。また、INTAは、2010年以降、商標三極・TM5にユーザーとして参画しており、本枠組みを活用した情報収集・発信等に関して、定期的に意見交換を行っている。

C)~E)においては、我が国特許庁の審査の質に関する取組について積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁における審査の質に関する取組の情報を収集することができた。さらに、会合後、複数の国から、日本の品質管理の取組について、問合せがあり、我が国の取組に関するアピールの成果を実感することができたとともに、更なる資料提供や情報提供を行うことで、海外の特許庁との協力関係をより一層強化することができた。